

国民保護避難施設の指定を行いました

堺市では、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づく緊急一時避難施設の指定について、現在、大阪府と連携し民間所有施設の指定を推進しています。

今回、堺市農業協同組合及び大阪南農業協同組合との協議の結果、両者の所有する次の建物の一部を国民保護避難施設に指定しました。

1 指定日

令和5年9月20日（水）

2 指定施設

施設管理者	施設の名称	施設の所在	施設の面積（㎡）		指定の区分
			屋内部分	屋外部分	
堺市農業協同組合	営農センター	堺市中区陶器北 56-2	51.5	0	③ 退避型
大阪南農業協同組合	平尾支店	堺市美原区平尾 2772-1	43	0	③ 退避型
	黒山支店	堺市美原区阿弥 13-1	51.6	0	③ 退避型
	丹南支店	堺市美原区真福寺 200	14	0	③ 退避型

※施設の面積は、避難住民等の受入れ又は救援の用に供することができる部分の面積を記載。

※指定の区分は、①収容型（長期避難の収容施設）、②集合型（一時的な集合場所）、③退避型（爆風等からの直接の被害を軽減する一時的避難施設）、④福祉型（高齢者・障害等の配慮を要する者の収容施設）がある。

※現在堺市では、ミサイル攻撃等の際に爆風等から直接の被害を軽減するため、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下施設を一時的な避難先として、市内 188 か所指定しています。

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：危機管理室 危機管理課 電 話：072-228-7605 ファックス：072-222-7339
----------------------------	---